

一般社団法人 多摩南部成年後見センター

たまなんレター

調布市・日野市・狛江市・多摩市・稲城市の5つの市が共同で設立・運営している法人です



No.14

発行日 令和7年11月20日

発行 一般社団法人多摩南部成年後見センター

〒182-0026

調布市小島町3-69-2

第一荒井麗峰ビル2階

TEL 042-498-5802

<http://www.kouken-center.or.jp>

『後見人の費用』

法定後見人を付けたときの費用は、主に本人の預金の額で決まります。その額がゼロから1千万円までは2万円、5千万円までは最高4万円、それを超えると最高6万円です。この費用の他に、家裁の判断で後見人をチェックする役割の監督人が付くと、やはり預金額によりさらに1～3万円の費用がかかります。以上はすべて東京家裁が平成25年に示しためやすの月額です。さらに特に困難な契約等があると、以上とは別に一時的に費用がかかります。これらを軽減する公的補助は、収入等が生活保護並みでないと基本受けられません。後見人の利用には相当の負担が必要ですので、早期からの検討が必要ですね。



『センターの監督業務と支援について』

当センターでは市民後見人の後見監督を行っています。家庭裁判所から監督人として選任され、後見人が行っている財産管理が適正に実施されているか、身上保護が適切に行われているか監督する業務を行っていますが、その他に市民後見人の活動支援を行っています。

後見事務を行う上で重要なことの一つに意思決定支援がありますが、市民後見人の方々からたまに聞かれるのが、例えば治療方針に関すること等、本人は認知症なので分からぬだろうとお考えになり、意向を確認できないのではないかと心配されることです。監督担当からは、最初のステップとして本人に分かりやすい言葉で説明いただくこと、それでも意向の確認が難しいときは、後見人だけで判断せず、チームで支援にあたっている支援者（主治医、相談員など）と協議して方針を決めるようにしましょうとお伝えしています。



センターの日々の
よもやま話やあれこれ
を連載します！





令和7年度 市民後見人養成事業の報告 ～市民後見人として新たに2名登録～



今年度の市民後見人養成講座は基礎研修（一部動画研修）、実務研修、施設見学等の課程を2名が修了し、市民後見人として登録されました。

今後の抱負を頂きましたのでご紹介します。

- ・小さな安心を支える存在として、誠実に寄り添いながら責任ある支援を目指したいと思います。（調布市 H・Yさん）
 - ・支援が必要な方に養成講座で学ばせて頂いた重要な事柄をふまえ、一市民としてお役に立てるよう努力していきたいと思います。（狛江市 K・Sさん）
- 9月から開始の現場研修で受任までのフォローアップを行っています。
皆様のご活躍を期待しています。



◆◆令和8年度 市民後見人養成講座受講生を募集します！◆◆

【養成期間】令和8年4月～令和9年3月

【応募期間】令和7年12月1日～令和8年1月23日



●○● 令和7年度 家庭裁判所研修 開催 ●○●

【日時】令和8年1月15日（木）午後2時～午後3時半

【場所】調布市文化会館たづくり12階・大会議場

【内容】統一書式運用後の作成の留意点と裁判所が求める報告とは



詳細はホームページでご確認ください。
(<http://www.kouken-center.or.jp/>)